

伝統的漁撈文化ユネスコ登録推進協議会 規約

令和7年2月1日決定

(名称)

第1条 本会は、伝統的漁撈文化ユネスコ登録推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、日本の伝統的漁撈文化を次世代へと継承し、漁撈に携わる全ての人々の誇りと希望を育むため、ユネスコ無形文化遺産登録の取組みを推進し、もって人と自然との持続可能な共生の代表例として世界に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 伝統的漁撈文化の保存継承及びユネスコ登録推進に関すること
- (2) 前号のために必要な情報収集、情報交換、情報発信に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事業に関すること

(組織)

第4条 協議会は、伝統的漁撈文化に関連する自治体によって組織し、別表1に掲げる職にあるものを委員とする。

- 2 協議会に会長1名、副会長3名、監事1名を置く。
- 3 会長、副会長、監事は、委員の互選により選任する。

(役員の職務)

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の経理を監査する。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期途中で役員が退任した時、後任の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第7条 協議会の総会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会の総会は、次に掲げる事項を審議し、及び議決する。
 - (1) 役員の選任に関すること
 - (2) 事業計画及び事業報告に関すること

- (3) 規約の改正に関する事
 - (4) 協議会への入会及び退会に関する事
 - (5) 前各号までに掲げるもののほか、会長が必要と認めた事項
- 3 協議会の総会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 やむを得ない理由により総会に出席できない委員は、あらかじめ通知を受けた事項について、書面をもって表決し、又は委員が所属する団体等の者を指名して代理出席させることができる。この場合において、第3項及び前項の適用については総会に出席したものとみなす。
- 6 議長は、特に必要があると認めるときは、総会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(顧問)

- 第8条 協議会は、必要に応じて顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、協議会の目的達成のため必要な事項について、協議会に対し助言することができる。

(事務局)

- 第9条 協議会の事務を処理するため、会長の所属する自治体に事務局及び事務局長を置く。

(幹事会)

- 第10条 第2条に規定する目的を達成するため協議会に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、役員の所属する自治体職員をもって構成し、事務局長が招集する。
- 3 幹事会は、総会の決定に基づき、事業執行に関する事項を協議する。
- 4 幹事会は、必要に応じて学識経験者等のアドバイザーを置くことができる。

(会計)

- 第11条 協議会は、必要に応じて、委員から負担金を徴収することができる。

(雑則)

- 第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和7年2月1日から施行する。

別表1

協議会委員（令和7.2.1現在）

石川県輪島市長
岐阜県岐阜市長
岐阜県関市長
三重県鳥羽市長
三重県志摩市長

（市町村コード順）